

PTA 規 約



足立区立第十中学校 PTA

P T A 規約

第 1 章 名称と目的

第1条 本会は足立区立第十中学校 P T A と称し、事務所を第十中学校内におく。

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

1. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、学校の発展に寄与する。
2. 地域、他校との連携を図り、生徒の健全育成のための情報交換に努める。
3. 会員相互のコミュニケーションと教養の向上を図る。
4. その他、中学校教育上必要な事項について協力する。

第 2 章 会員

第3条 会員は、学校に在籍する生徒の保護者及び学校教職員とする。

第 3 章 会計

第4条 本会の会計は、次のとおりとする。

1. 本会の経費は、会費をもってあてる。会費は年額 3,000 円とする。
2. 前期分（4～9月）、後期分（10～3月）を 1,500 円ずつ徴収する。
年度途中の入会については、入会した日の属する期分より徴収する。
(例：9月 30 日入会の場合 3,000 円、10月 1 日入会の場合 1,500 円)
3. 年度途中の退会については、返金しない。
4. 本会の会計年度は毎年 4月 1 日から始まり、翌年 3月 31 日までとする。

第 4 章 役員

第5条 本会の役員は、次のとおりとし、名誉会長を置く。名誉会長には現役校長をあてる。

但し、下記人員に満たない場合は欠員として運営する。

1. 会長 1名 (会員より選出)
2. 副会長 2名以上 (会員より選出、但し 1名は副校長とする)
3. 書記 2名以上 (会員より選出、但し 1名は教員とする)
4. 会計 2名以上 (会員より選出、但し 1名は教員とする)
5. 会計監査 1名以上 (会員より選出)

第6条 役員の就任及び任期

1. 総会において承認を得た役員候補者は、正式に役員に就任する。
2. 役員の任期は総会承認から次年度総会までの 1ヶ年とする。但し、再任しても差し支えない。

第 5 章 役員の任務

第7条 役員の任務は、次のとおりである。

1. 会長 本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故があったときは会務を代行する。
3. 書記 各種事務を処理、記録し、各種の会合について通知する。

4. 会計 本会会計の収支を正確に記録し、総会においては会計監査委員会の監査を経た決算の報告をする。
5. 会計監査 会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 6 章 会議

- 第8条 総会は、原則として年1回開催する。また、全体委員会、運営委員会、各委員会は隨時開かれる。全体委員会は全委員をもって構成し、運営委員会は役員及び正副委員長をもって構成する。
- 第9条 総会の日程及び議題は事前に通知する。
- 第10条 総会の定足数は会員の過半数、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。但し、委任を認める。
- 第11条 臨時総会の開催要件として、委員会が必要と認めた場合、会員の5分の1以上の要求があった場合、会長が必要と認めた場合のいずれかとする。

第 7 章 委員会

- 第12条 委員会は、各学年の保護者より各委員会の定員数の委員を選出し構成する。
- 第13条 委員会は、学年学級・生活指導・成人教育・進路対策・広報調査・本部サポート委員会の6つとする。
- 第14条 各委員会の長は、その委員会の承認を得て会長が任命する。
- 第15条 委員の任期は第6条2項に準ずる。

第 8 章 規約の改正

- 第16条 本会の規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することが出来る。

第 9 章 個人情報の取り扱い

- 第17条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理、および開示については「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

第 10 章 附則

- 第18条 任期を終えた会長は顧問となる。
- 第19条 運営上の細則は別に定める。
- 第20条 本規約改正は2008年5月9日より発効する。
本規約は2015年5月8日より改正する。
本規約は2017年5月12日より改正する。
本規約は2019年3月6日より改正する。
本規約は2019年5月17日より改正する。
本規約は2022年4月25日より改正する。

慶弔規約

1. 本会の慶弔規約を次のとおり定める。
2. 本規約の対象となるものは、本会会員、在校生及び顧問とする。但し、非会員その他についても、運営委員会で協議の上適用する。

慶事

3. 教職員が結婚した場合は、5千円または相当額の記念品を贈る。
4. 教職員が転任する際は、記念品を贈る。

弔事

5. 教職員が死亡の場合は、1万円または相当額の品をおくる。
6. 教職員の親族が死亡の場合は、3千円をおくる。
7. 在校生が死亡の場合は、1万円をおくる。
8. 在校生の保護者及び顧問が死亡の場合は、5千円をおくる（会長及び顧問には供花を加える）。
9. 在校生の学校管理の範囲において発生した重大な事故については、見舞金をおくる。
10. その他については、運営委員会で協議し決定する。

役員選考規約

1. 役員候補者指名委員会は、役員及び委員よりなる。
2. 指名委員会は、年次総会前に委員会を開き、次年度役員の候補者を挙げ総会の承認を求める。

個人情報取扱規約

目的

1. この個人情報取扱規約は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

責務

2. 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

周 知

3. 個人情報取り扱いの方法は、総会資料又は校内掲示板及びP T A広報等で会員に周知する。

個人情報の取得

4. 個人情報とは、個人が特定される事項とする。
5. 個人情報は、本人から同意を得て書面により会長が取得する。

同意の撤回

6. 会員は、前項に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。
7. 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることこれに替える。

利 用

8. 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
 - (1) P T A会費請求
 - (2) その他文書の送付

管 理

9. 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。
10. 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう裁断等により、速やかに廃棄するものとする。

第三者提供の制限

11. 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要がある場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

開示、訂正

12. 個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。